



発行 東京都

目次

64

規程（水）

○東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程  
○東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

規程（水）

●東京都水道局管理規程第二十一号  
東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を

「第二十二条の四第一項」に改める。  
附則に次の一項を加える。

3 給与規程付則第二十三項、第二十五項又は第二十六項の規定による給料を支給される職員に対する第七条の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与規程付則第二十三項、第二十五項又は第二十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都水道局職員の期末手当に関する規程第三条第二項に掲げる法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなす。

●東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月十五日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を

「第二十二条の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条の四第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 給与規程付則第二十三項、第二十五項又は第二十六項の規定による給料を支給される職員に対する第七条の規定の適用については、「給料月額」とあるのは「給料月額と給与規程付則第二十三項、第二十五項又は第二十六項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程第三条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

